

令和7年度 第29回 大石田町農業委員会総会議事録

招集通知年月日 令和7年10月27日
開催日時 令和7年10月27日(月) 午前10時00分～午前11時4分
開催場所 大石田町役場3階 大会議室
出席者数 農業委員 14名
欠席者数 農業委員 0名
出席委員 会長 青木 忠弘
会長職務代理 遠藤 史夫

◎農業委員

1番 工藤秀春	2番 齊藤 誠	3番 榎本義篤
4番 星川奈穂	5番 伊藤芳夫	6番 土屋隆志
7番 高橋 勉	9番 井上和巳	10番 高橋 肇
11番 笹原 剛	12番 三浦清孝	

《出席事務局職員》

事務局長	八鍬 誠
事務局主査	横山達也
行政専門員	鈴木 太

総会の経過と結果

◇午前10時00分◇

■会長

大石田町農業委員会会議規則第6条第1項により開会を宣した。

■会長

会長挨拶を行う。

■議長

大石田町農業委員会会議規則第5条第2項により議長となり進行する。

大石田町農業委員会会議規則第16条第2項に必要な議事録署名人の選任方法について委員に諮ります。

(議長一任の声あり)

5番 伊藤委員、6番 土屋委員にお願いしたいと思います。

本日の欠席委員は8番 小内委員です。

続いて、4. 業務報告に移りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

■事務局

4. 業務報告について説明をする。

■議長

ただ今、事務局より説明ありましたけども、皆さんから質問や意見などありませんでしょうか。

(質問なし)

ないようですので、次の5. 議事に入りしたいと思います。第68号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。

■事務局

第68号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明をする。

■議長

ただ今の2件について、皆さんより質問や意見などありましたらよろしくお願いします。

(意見なし)

ないようですので、次の69号議案「大石田町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」事務局より説明をお願いします。

■事務局

69号議案「大石田町農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について」説明をする。

■議長

ただ今、69号議案について説明ありましたけども、質問や意見などありませんでしょうか。

■13番委員

ただ今69号に入る前に、先程の68号議案の採決がまだなされていないので、後程でもいいのでしていただければと思います。69号ですが、6ページの一番下の欄外に※印が5つあります。この印の内容についてこの表にはほとんど記載されていないので、記載しなくてもよいのであればどこかにこの印5つについて省略とか、なんのために省略とか書いていただければ丁寧なのかなと思います。理由付けがなければ、この表の中に印5つの内容を盛り込むべきではないかと。盛り込みか、もしくは省略というふうにするかどうかにか、次回からしていただければありがたいなということです。以上です。

■議長

事務局からお願いします。

■事務局

まず、促進計画の表につきましてご指摘のとおり、実際は促進計画案の中にもっと項目の列があり、内容があるのですが、そこについてこの※印での注意書きが下の方に出ております。資料作成にあ

たり非常に字が小さくなるためそちらは消した形になっています。ですので、こちら必要のないものは今後載せない形でやり直したいと思います。

■議 長

68号議案の採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願いいたします。

次に、第69号議案を賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ということでよろしくお願います。

次に、第70号議案「大石田町農業委員改選にかかる定数及び推薦依頼先について」事務局より説明をお願いします。

■事務局

第70号議案「大石田町農業委員改選にかかる定数及び推薦依頼先について」説明をする。

その他にありませんでしょうか。

(意見なし)

ないようですので、次の6. 報告に入りたいと思います。事務局より説明をお願いします。

■事務局

6. 報告について説明をする。

■議 長

それでは、次の7. その他について事務局より説明をお願いします。

■事務局

7. その他について説明をする。

促進計画と特例事業の流れの説明をする。

■議 長

ただ今の事務局の説明でありましたけども、質問や意見ありましたら。

■2番委員

小作料の変更というのはできると聞いたけども、何月ぐらいか教えてください。

■事務局

これは8月末になります。8月末まで受付けたものは11月の支払いにできるというスケジュールです。

■議 長

たぶん田植えする前にだいたい小作料を大抵決めているかなとは思う。

■2番委員

今年から変更しようってなったとき、8月末まで変更しないと支払うとき、受け手から引き出されて相手方に渡すわけだから、8月末までの申請ということか。

■議 長

前に白鷺の土地、5月末に申請したけども、その年の年貢は直接した。8月で間に合うのか。

■事務局

今は8月締め切りです。

■議 長

前だと間に合わなかった。だから、1年間だけ全部みんな振り込んだ。間に合えばいいのだが。

■6番委員

今までですと農地法許可申請に係る提出書類の一覧表ということでこういうのをもらったのですが、

中に申請に係る相談、協議票ということで、担当委員と地区の推進委員の方からハンコをもらってこいつということでいろんな意見とか調書ももらっていたが、それは不要ということでよろしいか。

■事務局

検討しましたが、新たな貸し借り、新規の場合は農業委員会で審査してからセンターの方に挙げるので、そこは協議書をお願いしなければならないと思います。

■議長

私からですけども、今まで中間管理機構を通して契約したやつが、今度農業委員会を通して現物でもらいたいということを言われたけども、その時も契約を継続するけども中間管理機構から農業委員会を通してというのがあり、逆のパターンもあると思う。

■事務局

中間を辞めて相対にするには、今月挙がっている3条の方も同じです。3条か使用貸借で中間管理を通すということです。まずは、期間前であっても一応解約したときに見直すこともできます。

解約すれば途中でできますが、出し手が協力金をもらっていると約束違反になり、それは解約できないです。

■2番委員

ただ、中間管理機構にずっと貸してればいいのでしょうか。作る人が変更になっても別に返す理由にはならない。地主が中間管理機構に貸さないっていう解約をすると返さなきゃいけないのでしょうか。

■議長

人が代わるだけで、要は中間管理機構から動かないからそれは返還求められないけども、そういう時に私白鷺のそれをつなげてあげたというふうな経験もあります。経過を求められてしまうから。そのまま中間管理機構に預けたままだと返還は求められません。

■6番委員

今後いろんな事例が出てくると思いますけども、例えば10年間使用貸借して、0円契約して、中間管理、あと、お互いに物納したり、現金で払ったり、お互いに決めることもできると思う。そういったいろんな問題が出てくると思います。そういったことも理解しておかなくちゃいけないのか。

あと、今までだと利用改善組合の話し合いを持ってから話が進んでいくような形かと思うけども、そういった法律的なことはないってことで先ほどお聞きしたけども、利用改善組合を通さなくて話が進んでも別に農業委員会としては何も言えないということで話を聞いたけども、そういった認識でよろしいか。

■事務局

内々の約束で、改善組合を通してから総会に上げてほしいということでやってこられたと思う。去年も改善組合に上げたくないという場所もあり、それでも農業委員会にはかけないとならないので、農業委員会で諮り問題ないという判断になればいいです。ただ、改善組合に諮らなくても一応改善組合長さんには話を通すようにはしています。お知らせをしないで総会にだけ掛かることはないようにしています。

■議長

改善組合の担い手会議にはかけないで通すっていうの。

■事務局

昨年そういう場所があります。

■議長

それが頻繁に起きてしまうと改善組合自体が危うくなってくる。

■10番委員

借り手がいないから。

■事務局

改善組合の方ですが、今言ったように後で、だいたい11月、来月ごろに集中して役員会、担い手会議をしますが、その後に出てくるケースもございます。1件、2件出たところを、また改善組合の役員会し

なきやなという苦情もありますので、そういった場合はまず組合長さんにまず話をし、役員の方に通知をして、それで承認をいただければそれで持ってくるという形をとっています。とっているところもありますし、この間みたいにとらないで組合長さんだけに話したケースもありますので、今後はやはり組合長さんから承認のハンコをもらって、なるべく農業委員会にかけていきたいと思います。後からもってくるのは何件かあります。そういったところはやはり組合長さんと話をしながら進めていきたいと思います。

■議 長

それでは、改善組合の方にも話を通してもらえればいいのかと私も思います。でないと、改善組合がある意味がなくなってしまう、改善組合の意味がなくなってしまうのかなというのは思っております。せめて会長とか上に報告してもらえれば。知らなかったというわけにはいきませんので、そのへんのところを事務局の方にもよろしくお願いします。

他にありますか。

(意見なし)

なかったら、このへんで閉会をしたいと思います。

以上会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年10月27日

第29回農業委員会総会

議 長 _____

署名員 _____

署名員 _____